

仕様書

1 委託件名

令和8年度福岡アジア美術館展覧会広報集客業務委託

2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

福岡アジア美術館

4 目的

福岡アジア美術館（以下「当館」という。）は、平成11年にアジアの近現代美術を系統的に収集し展示する世界に唯一の美術館として開館して以降、その先駆的な取り組みにより、市民の貴重な財産となっている。しかしながら、その価値や魅力が広く市民に届け切れていないことから、来館者数は伸び悩んでいる状況にある。

このような背景を踏まえ、令和8年度に開催する展覧会の魅力を広く発信するとともに、観覧者の増加につながる集客強化を図ることを目的とする。

<令和8年度に開催する地域シリーズ展覧会>

・「東アジア（仮）」 令和8年4月18日(土)～令和8年8月30日(日)

・「南アジア特別編（仮）」 令和8年9月19日(土)～令和9年1月11日(月)

・「東南アジア（仮）」 令和9年2月4日(木)～令和9年8月29日(日)

※展覧会タイトル・会期は変更になる可能性あり

5 予算額

上限額：7,500千円（消費税及び地方消費税相当額含む。）

※本件の契約の締結については、本件に係る予算の成立を条件とする。

6 本事業の目標値

1日あたりの来場者数 350人

7 委託内容

福岡アジア美術館展覧会（上記3展）において年に1回、美術館に行くか行かない程度のライト層を主なターゲットとし、福岡市を中心とした福岡都市圏居住者及び福岡市を訪れる外国人（以下「ターゲット層」という。）に対し、動画による集客を行うこと。

また、動画以外に、ターゲット層の来館を促進する効果的な集客企画を提案し実施すること。

集客企画の実施にあたっては、効果検証を定期的（月に1回程度）に行い、市の担当者との協議のうえ、必要に応じて随時見直しを行いながら、より効果的な集客施策を実施すること。

(1) 動画制作

① 動画仕様・本数等

ターゲット層に向けて、上記展覧会のプロモーション動画（日本・英語）を制作すること。

動画制作にあたり、素材の提供や館内での撮影が必要な場合は、発注者に事前に連絡すること。

展覧会	形式	本数	発信・配信予定時期
東アジア(仮)	縦・15秒	1	令和8年5月上旬～8月下旬
	横・15秒	1	
南アジア特別編(仮)	縦・15秒	1	令和8年9月上旬～令和9年1月中旬
	横・15秒	1	
東南アジア(仮)	縦・15秒	1	令和9年1月中旬～8月下旬
	横・15秒	1	

※発信・配信予定時期については会期・事業者の提案を受けて変更になる可能性あり

※「東南アジア」の令和9年4月以降の発信・配信については、委託業務外で市が独自に配信する。

② 動画の構成要素

作成する動画には以下の内容を含むこと。

<共通>

- ・各展覧会のタイトル、プロモーション
- ・各展覧会が年間シリーズであることがわかる要素

<東アジア(仮)>

- ・3つの展覧会を何回でも観覧ができる「年間パスポート」のプロモーション

(2) 効果的な集客提案・実施

ターゲット層の展覧会への集客に結び付く効果的な企画を提案・実施すること。

3つの展覧会を何回でも観覧ができる「年間パスポート」を販売するので、その販売促進企画を提案・実施すること。また、ボランティアが行っている、展示中の所蔵作品等の作品解説や館内の施設案内の広報についても提案・実施すること。

集客企画については毎月効果検証を実施し、次回の実施内容について市の担当者と協議を行い決定すること。

(3) SNS 広告の提案

制作した動画や提案の集客企画の広告などをターゲット層に向けて、SNSにより効果的に広告すること。

なお、実施媒体、表示回数及び配信対象者などについては、提案によるもの。

実施媒体	配信エリア	最低表示回数	配信対象者	実施期間
提案による ※SNS 発信は、 広告用アカウントを用意すること。	ターゲット層に効果的に届く工夫を提案すること。	提案による	提案による	提案による

(4) 効果検証、事業報告

SNS 投稿に対する反応やインサイト分析（閲覧数、インプレッション数など）、広告配信の効果、実施結果に対する効果測定を行う。当館で実施するアンケートを作成し、その結果と SNS の効果測定を用いて効果検証を行い毎月提出する。アンケートの内容は、事前に発注者と協議し決定すること。

また、下記の事業報告書をそれぞれ提出すること。

＜事業実施報告書の提出時期＞

東アジア展	令和 8 年 9 月 30 日まで
南アジア展	令和 9 年 1 月 31 日まで
東アジア展及び南アジア展の総合的な事業報告書	令和 9 年 3 月 13 日まで

8 成果物

(1) 制作動画

上記 7 (1) で制作した動画

納品方法は、発注者と受注者で協議し決定する。

(2) 書面報告

上記 7 (4) で作成した総合的な事業報告書

報告内容については、作成前に発注者と協議すること。

9 その他

- (1) 本委託で受注者において制作し納品された成果物（以下「成果物」という。）に係る著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は、福岡市に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、本委託の遂行（成果物を含む）にあたり、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、受注者が負うものとする。
- (3) 発注者は、成果物を、発注者が実施する各種プロモーション活動等において活用できるとし、成果物の利用に際しては以下のとおりとする。
 - ① 発注者が成果物を利用する際、受注者の承諾は不要とする。
 - ② 発注者が成果物を利用する際、著作者名を非表示とすることができる。
- (4) 各業務の実施に当たっては、事前に発注者と十分に協議すること。また、疑義が生じた場合は、協議のうえ、決定すること。